マグカルシアター等実施要領

（趣旨）

第１条　この要領は、神奈川県（以下「県」という。）が文化芸術の魅力で人を引きつけ、地域のにぎわいをつくり出す取組である「マグネット・カルチャー（マグカル)」の一環として、文化芸術人材の育成を目的に、青少年が舞台芸術に関することを自由に発表・発信できるよう、マグカルシアター及びマグカルシアターin アートホール（以下「マグカルシアター等」という。）を実施するために必要な事項を定める。

（定義）

第２条　この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

(1) マグカルシアター

演劇、ダンス、音楽、演芸、人形劇、朗読劇、ファッションショー、映画上映、マジックショー等舞台芸術に関することを発表・発信する青少年に、県が県立青少年センターのスタジオ HIKARI（多目的プラザをいう。以下同じ。）を会場として提供し、提供を受けた者とともに公演を実施する事業をいう。

(2) マグカルシアターin アートホール

前号に規定する事業の会場を県立かながわアートホールのホールに代えて実施する事業をいう。

(3) 青少年

満 39 歳までの者をいう。

（公演の対象）

第３条　マグカルシアター等の公演は、青少年に該当する個人、青少年を主な構成員とする団体又は主に青少年を対象に活動を公開する個人若しくは団体を対象に会場を提供し、実施するものとする。

（舞台芸術プロデューサーの職務）

第４条　神奈川県文化スポーツ観光局舞台芸術プロデューサー（以下「舞台芸術プロデューサー」という。）はマグカルシアター事業の実施を統括し、事業を効果的に実施するために指導及び助言を行う。

（公演の申請）

第５条　マグカルシアター等の会場の提供を受け、県とともに公演を実施しようとする者は、マグカルシアター等公演申請書（様式１）を神奈川県文化スポーツ観光局マグカル担

当課長（以下「マグカル担当課長」という。）が別に定める期日までに、舞台芸術プロデューサーを経由し、マグカル担当課長に提出しなければならない。

（公演の決定）

第６条　マグカル担当課長は、前条の申請があったときは、舞台芸術プロデューサーに当該申請に係る書類等を専門的見地より審査させ、本事業での実施が適当と認める公演について、舞台芸術プロデューサーと協議を行う。

　舞台芸術プロデューサーは、協議結果に基づき、公演内容及び公演時期を記載したマグカルシアター年間計画を作成し、マグカル担当課長に報告し、マグカル担当課長は審査の上、年間計画を承認し公演の実施を決定する。

２　舞台芸術プロデューサーは、年間計画作成後に、本事業の目的を達成するために高い効果が期待できると判断した文化芸術団体があった場合は、年間計画を修正しマグカル担当課長に報告する。マグカル担当課長は、審査の上、年間計画の修正を承認し、公演の実施を決定する。

３　第１項及び第２項の規定により決定する公演は、県及び公演の実施を決定された者（以下「公演者」という。）が共同で主催するものとする。

（決定の通知）

第７条　マグカル担当課長は、前条に規定する公演の決定を行ったときは、公演の会場、日付及び条件を公演者に通知するものとする。

（公演者の責務）

第８条　第６条の規定により決定する公演に関する業務は、次条及び第10条の規定により県が公演者に施設等を活用させることを除き、公演者が行うものとする。ただし、公演者は、申出により、広報及び外部からの問合せへの対応業務の一部について舞台芸術プロデューサーの支援を受けることができる。

２　公演者が行う業務により公演者が受けた損害又は公演者が第三者に与えた損害について、県はいかなる責任も負わないものとする。

（マグカルシアターの公演者による施設等の活用）

第９条　マグカルシアターの公演者は、舞台芸術プロデューサーによる監督のもとで、マグカルシアターのために県が利用する次の青少年センターの施設等を無料で活用し、公演に関する業務を行うことができる。

(1) 青少年センターのスタジオHIKARI及び備え付けの設備･備品等

(2) 研修室及び備え付けの設備･備品等（稽古のための活用であって、予めマグカルシアター等のスタッフ（マグカルシアター等の事務を担当する県の職員又はマグカルシア

ター等に関する業務の委託を受けた者をいう。以下同じ。）と活用の日時を調整した上で活用する場合に限る。）

（マグカルシアターin アートホールの公演者による施設等の活用）

第 10 条　マグカルシアターin アートホールの公演者は、マグカルシアターin アートホールのために県が利用する次のかながわアートホールの施設等を無料で活用し、公演に関する業務を行うことができる。

(1) ホール及び備え付けの設備･備品等

(2) 楽屋及び備え付けの設備･備品等

(3) スタジオ及び備え付けの設備･備品等（稽古のため又は公演の実施に付随するための活用であって、予めマグカルシアター等のスタッフと活用の日時を調整した上で活用する場合に限る。）

（施設等を活用しない日の届出）

第 11 条　公演者は、第７条の規定により通知された日付の中に前２条に掲げる施設等を活用しない日が含まれる場合、その日付を舞台芸術プロデューサーを経由して、速やかにマグカル担当課長に届け出なければならない。

２　公演者が前項の届出を行った場合、届け出た日付は通知された日付に含まれていなかったものとみなす。

（公演の条件）

第 12 条　第６条に規定する公演の決定を行う場合において、舞台芸術プロデューサーは、公演者に対して次の条件を付すものとする。

(1) 公演者は、法令の定め並びにマグカル担当課長、舞台芸術プロデューサー及びマグカルシアター等のスタッフの指示に従うこと。

(2) 公演者は、マグカルシアターにおいては、神奈川県立青少年センター条例施行規則（昭和 39 年神奈川県規則第 21 号）第 13 条各号に掲げる事項を守ること。

(3) 公演者は、マグカルシアターin アートホールにおいては、神奈川県立かながわアートホール条例施行規則（平成 20 年神奈川県規則第 48 号）第７条各号に掲げる事項を守ること。

(4) 公演者は、決定した公演の内容を変更しようとする場合は、速やかに、「マグカルシアター等変更申請書」（様式２）を舞台芸術プロデューサーを経由してマグカル担当課長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更についてはこの限りでない。

(5) 公演者は、会場の利用時間に係る定めを守ること。

(6) 公演者は、公演の会場における感染症対策のガイドラインを守ること。

(7) 公演者は、公演を実施する日の 30 日前（当該日が会場の閉館日である場合は、その直前の開館日）までに、次に掲げる書面を持参してマグカルシアター等のスタッフとの打合せを少なくとも１回行うこと。

ア　タイムスケジュール

イ　舞台仕込図

ウ　照明仕込図

エ　音響仕込図

オ　神奈川県立青少年センターホール等貸付要領又は神奈川県立かながわアートホール貸付要領に定める申請書等

(8) 公演者は、公の秩序若しくは善良の風俗に反する又は政治的若しくは宗教的意図を有する公演を行わないこと。

(9) 公演者は、他の公演者との協力を含め、マグカルシアター等全体の周知及び機運醸成に可能な限り協力すること。

(10) 公演者は、公演に係る広報物の作成に当たって、マグカルシアター等の参加事業であること、主催者名及び舞台芸術プロデューサーが指定するロゴマークを掲載すること。

(11) 公演者は、マグカル認知度調査を実施すること。

（年間計画の修正等）

第 13 条　マグカル担当課長は、前条４号の規定により「マグカルシアター等変更申請書」（様式２）の提出があったときは、舞台芸術プロデューサーと協議し、当該内容の変更が適正と認められるときは承認を行うものとする。

２　前項の規定により承認を受けた公演について、舞台芸術プロデューサーは必要に応じて年間計画を修正するものとする。

（申請の取下げ）

第 14 条　公演者は、やむを得ない理由により公演に関する業務を遂行できなくなった場合、速やかにその理由を記載した書面を舞台芸術プロデューサーを経由してマグカル担当課長に提出し、第５条の申請を取り下げなければならない。

（決定の取消し等）

第 15 条　マグカル担当課長は、公演者が次の各号のいずれかに該当する場合、舞台芸術プロデューサーの助言を得たうえで、第６条に規定する公演の決定を取り消すことができる。

(1) 公演の申請に虚偽の内容があったとき。

(2) 公演の条件に違反したとき。

(3) 稽古のために活用を予定していた施設を正当な理由なく２回以上活用しなかったとき。

(4) 第 12 条第７号の打合せの結果、公演を実施する能力を有しないと認められるとき。

２　前項の取消しに伴う損害について、県はいかなる責任も負わないものとする。

（公演の中止等）

第 16 条　マグカル担当課長は、災害や非常事態の発生により、観客等の安全に影響が及ぶことが想定される場合、公演者及び神奈川県立青少年センター館長（マグカルシアターinアートホールにおいては公演者及びかながわアートホールの指定管理者）と協議し、公演の中止又は延期の対応を決めるものとする。この場合、観客等の安全確保を最優先とする。

２　前項の対応に伴う損害について、県の責めに帰すべき事由がある場合を除き、県はいかなる責任も負わないものとする。

（状況報告及び調査）

第 17 条　マグカル担当課長は、必要に応じて公演者から公演の状況の報告を求め、又は調査をすることができる。

（実績報告）

第 18 条　公演者は、公演が完了したときは、完了の日から 30 日以内に「マグカルシアター等公演実績報告書」（様式３） に公演の写真を添えて、舞台芸術プロデューサーを経由してマグカル担当課長に提出しなければならない。

（庶務）

第 19 条　マグカルシアター等に関する庶務は、神奈川県文化スポーツ観光局文化課が処理する。

（雑則）

第 20 条　この要領に定めるもののほか、マグカルシアター等の実施に関し必要な事項はマグカル担当課長が別に定める。

附　則

（施行日）

１　この要領は、平成 30 年４月 25 日から施行する。

２　マグカル劇場（マグカルフライデー・マグカルシアター）実施要領は廃止する。

（経過措置）

３　「平成 30 年度（４月～７月分）マグカル劇場出演者募集要項」により、出演が選定さ

れた公演実施者は、この要領に基づき選定されたものと読み替えるものとする。

附　則

この要領は、令和元年８月 14 日から施行する。

附　則

１　この要領は、令和２年８月 13 日から施行する。

２　マグカルシアター in アートホール実施要領は廃止する。

附　則

この要領は、令和４年７月４日から施行する。

附　則

この要領は、令和５年６月 20 日から施行する。

附　則

この要領は、令和６年５月９日から施行する。